

○電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令（案）新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案			現 行		
別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由			別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由		
無線局の目的	通信事項(注 1)	免許の主体及び開設の理由	無線局の目的	通信事項(注 1)	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
スポーツ・レジャー用	スポーツ・レジャーに関する事項 競技及び訓練に関する事項 船舶の航行に関する事項 漁業通信に関する事項 航空レジャーに関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 ヨット、モーターボート、遊漁船、レジャー用フィッシングボート等のスポーツ又はレジャーの用に供する船舶の安全かつ円滑な航行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 ハングライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン、パラプレーン等のスポーツ又はレジャーの用に供する飛行用機材の安全かつ円滑な航行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 3 電波の公平かつ能率	スポーツ・レジャー用	スポーツ・レジャーに関する事項 競技及び訓練に関する事項 船舶の航行に関する事項 漁業通信に関する事項 航空レジャーに関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 ヨット、モーターボート、遊漁船、レジャー用フィッシングボート等のスポーツ又はレジャーの用に供する船舶の安全かつ円滑な航行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 ハングライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン、パラプレーン等のスポーツ又はレジャーの用に供する飛行用機材の安全かつ円滑な航行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 3 電波の公平かつ能率

		<p>的な利用を図ることによって、モータースポーツの安全性を確保し、モータースポーツの健全な発展に寄与すると認められる団体が、その目的の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</p> <p><u>4 スポーツの振興を通じて社会の発展に寄与すると認められる団体が、その目的の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u></p>
(略)	(略)	(略)

		<p>的な利用を図ることによって、モータースポーツの安全性を確保し、モータースポーツの健全な発展に寄与すると認められる団体が、その目的の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</p>
(略)	(略)	(略)

別表3 (略)

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係 (略)

第2 陸上関係

1・2 (略)

3 その他の一般無線局

(1)～(15) (略)

別表3 (略)

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係 (略)

第2 陸上関係

1・2 (略)

3 その他の一般無線局

(1)～(15) (略)

(16) スポーツ・レジャー用（モータースポーツ競技に使用する無線局を除く。）

競技訓練用として開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。

ア 免許主体及び開設の条件

(7) 免許主体

スポーツの競技会（広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような競技会を除く。以下同じ。）を主催し、共催し、又は主管する法人であること。

(i) 開設の条件

競技場（収容人員が 15,000 人以上のもの又は収容人員が 15,000 人未満のものであって、他の無線システムと共用可能なことが確認された別に定めるものに限る。）で開催するスポーツの競技会において、その競技の円滑な進行及びその訓練に使用するものであること。

イ 通信事項

競技及び訓練に関する事項であること。

ウ 移動範囲

ア(i)の条件を満たす競技場内であること。

4 (略)

第3～5 (略)

別紙3 無線従事者関係審査基準 (略)

4 (略)

第3～5 (略)

別紙3 無線従事者関係審査基準 (略)